

株 主 各 位

大阪市淀川区西中島七丁目5番25号
燦キャピタルマネージメント株式会社
代表取締役社長 前 田 健 司

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
（なお、上記の日時を株主総会日とした理由は、総会開催の準備日数、法定の開催期限等を総合的に勘案したことによります。）
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目14番10号 新大阪トヨタビル 9階
アットビジネスセンターPREMIUM新大阪
3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第30期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。詳細は、次ページをご参照ください。

(3) 議決権の重複行使の取り扱い

①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sun-capitalmanagement.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(新型コロナウイルス感染拡大防止のためのお願い)

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ◎感染予防及び拡散防止のため、株主総会へのご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権行使をしていただくことをご検討くださいますようお願いいたします。
- ◎株主総会に出席される株主様は、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願いいたします。
- ◎株主総会の運営にあたり以下の対応を予定しております。
  - ・会場受付にアルコール消毒液を設置いたします。
  - ・当社係員はマスクを着用させていただきます。(当社役員もマスクを着用させていただきます。)
  - ・会場での飲料水のご提供は取り止めさせていただきます。
  - ・会場の座席は、間隔を空けるために、例年より座席を少なく配置いたします。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

[ 議決権行使ウェブサイトアドレス ] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2022年6月28日(火曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

[ パソコンをご利用の方 ]

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[ スマートフォンをご利用の方 ]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

### 3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重

要な情報です。大切にお取り扱いください。

- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

#### 4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株皆様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

**【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】**

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

# 事業報告

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

#### 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的に広がる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「コロナ」という。）の影響により、宿泊業・飲食業などのサービス業を中心に厳しい状況が継続しておりますが、政府による各種給付金や企業の資金繰り支援の強化等の政策を背景に、海外経済の順調な回復やワクチン接種の進展とともに、緩やかながら回復基調にあります。今後は、より一層の経済回復が見込まれますが、コロナの状況については不確実性が大きく、引き続き、注視が必要な状況です。

当社が属する不動産業界においては、賃貸用物件は居住用・事業用とも不調であるものの、戸建住宅・マンションの取引は活発に行われており、不動産事業に関しては前年並みに推移しております。当社が新たに参入した不動産特定事業法を活用した不動産商品の出資募集額累計は約3兆円に達しており、その内、匿名組合型は少額資金で投資できるクラウドファンディングも増加しており、当社も出資者を募り、不動産小口化商品の開発を進めております。

一方で、タクトホーム株式会社当社に対して不動産の取得およびその代金の支払いを求めて提起した訴訟において、大阪地方裁判所より、当社がタクトホーム株式会社へ解決金536百万円を支払うことで調停が成立したため、支払解決金を特別損失として計上しております。

また、2022年4月12日適時開示の「第三者割当による第13回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当契約締結に関するお知らせ」にありますとおり、第三者割当により発行される第13回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決議いたしました。これにより、1,601百万円の資金を調達いたします。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は386百万円（前年同期比18.3%減）、営業損失は579百万円（前年同期は343百万円の営業損失）、経常損失は620百万円（前年同期は401百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,246百万円（前年同期は757百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(投資事業)

投資事業につきましては、不動産売買、ゴルフ場売上等の結果により、投資事業の売上高は386百万円（前年同期比18.3%減）、セグメント損失（営業損失）は579百万円（前年同期は353百万円のセグメント損失）となりました。

(アセットマネージメント事業)

アセットマネージメント事業につきましては、当社が組成するファンドが無かったことからアセットマネージメント業務報酬、ファンドからの管理手数料等の計上はありませんでした。この結果、アセットマネージメント事業の売上高、セグメント利益の計上はありませんでした。（前年同期の売上高、セグメント利益（営業利益）もありません。）

(その他の事業)

その他の事業につきましては、アドバイザー業務報酬等の計上はありませんでした。この結果、その他の事業の売上高、セグメント利益の計上はありませんでした。（前年同期は、売上高10百万円、セグメント利益（営業利益）10百万円）

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資（建設仮勘定含む）の総額は、521百万円であります。その主要なものは、当社での再生エネルギー事業用設備の取得、鳥取カントリー倶楽部株式会社でのゴルフコース改修に係るもの、マース株式会社でのホテルの取得に係るものであります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式および新株予約権が行使されたことにより、1,075百万円の資金調達を行いました。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

| 区 分                     | 2019年3月期<br>第27期 | 2020年3月期<br>第28期 | 2021年3月期<br>第29期 | 2022年3月期<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 売上高 (千円)                | 1,069,043        | 507,042          | 473,473          | 386,592               |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円)      | 49,133           | △734,110         | △401,217         | △620,001              |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円) | △484,140         | △1,773,769       | △757,500         | △1,246,318            |
| 1株当たり当期純損失(△) (円)       | △8.89            | △30.62           | △10.77           | △12.73                |
| 総資産 (千円)                | 2,574,140        | 1,832,569        | 1,382,890        | 1,786,322             |
| 純資産 (千円)                | 2,124,445        | 1,083,527        | 1,048,415        | 879,771               |

#### 5. 対処すべき課題

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、当連結会計年度末日において、大阪地方裁判所の調停に基づく解決金債務が存在しております。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を早期に改善・解消すべく、以下の対応策を実施してまいります。

##### ・新規事業での収益獲得

セブンスター株式会社が有する、不動産特定共同事業法に基づく「不動産特定共同事業」の許可と不動産クラウドファンディングに必要な不可欠なプラットフォームを活用し、地域創生・活性化事業強化に向けた投資家アクセス（調達手段）と取得アセットの多様化の双方を実現することで、ストック収入モデルの強化を図ります。

なお、当連結会計年度において、セブンスター株式会社の取得に係るのれんの評価について、当初取得時に企業価値算定に用いた事業計画の進捗に遅れが生じていることから、会計監査人からの指摘を受け、会計上の見直しを行っております。

当社といたしましては、現時点において、セブンスター株式会社が行う事業の事業性および将来性について評価を変えたものではありません。

・既存事業での収益獲得

不動産事業においては、引き続き、国内不動産を中心に、中古アパートメント等の小型物件をターゲットとして各顧客層のニーズに合った不動産の流通に取り組み、収益獲得を目指してまいります。ゴルフ場運営につきましては、継続したコスト削減と営業努力により、売上高および営業利益の増加を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染拡大の受け、感染予防対策用の除菌水の卸売事業などの新規事業にも積極的に取り組んで収益獲得を目指してまいります。

・資金繰りの悪化の解消と財務の安定化

また、2022年4月12日適時開示の「第三者割当による第13回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当契約締結に関するお知らせ」にありますとおり、第三者割当により発行される第13回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集を行うことについて決議いたしました。

これにより、1,601百万円の資金を調達いたしますが、引続き、業務の効率化を図ると共に収益に見合った組織体制・コスト構造への転換を進め、コスト削減を徹底して支出の削減を図ってまいります。また、未回収債権等の早期回収も図ることで資金繰りの悪化の解消と財務の安定化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも相変らぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## 6. 重要な子会社の状況

### ①重要な子会社の状況

| 会社名                                | 資本金または出資金      | 議決権比率・出資比率 (%) | 主な事業内容         |
|------------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| ①鳥取カントリー倶楽部株式会社                    | 50,941千円       | 100.00         | ゴルフ場運営事業       |
| ② SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. | 5,753千シンガポールドル | 100.00         | バイオマス製品の製造・販売業 |
| ③ランド・ベスト株式会社                       | 10,000千円       | 100.00         | 不動産事業          |
| ④セブンスター株式会社                        | 110,500千円      | 100.00         | 不動産特定共同事業      |

(注) 上記①から④はすべて当社の連結子会社であります。

### ②当連結会計年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 7. 主要な事業の内容 (2022年3月31日現在)

| 事業部門         | 事業内容                                                 |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 投資事業         | 自己投資業務、投資スキームの企画・設計・構築                               |
| アセットマネジメント事業 | ストラクチャーアレンジメント受託業務、アセットマネジメント受託業務                    |
| その他の事業       | フィナンシャルアドバイザー業務、コンバージョン等の資産価値向上業務、仲介業務、その他コンサルティング業務 |

## 8. 主要な営業所（2022年3月31日現在）

### (1) 当社

| 名 称     | 所 在 地               |
|---------|---------------------|
| 本 社     | 大阪市淀川区西中島七丁目 5 番25号 |
| 東 京 支 店 | 東京都港区芝公園一丁目 3 番10号  |

### (2) 重要な子会社

| 名 称                              | 所 在 地                                       |
|----------------------------------|---------------------------------------------|
| 鳥取カントリー倶楽部株式会社                   | 鳥取県鳥取市洞谷856番地 1                             |
| SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. | 100 PECK SEAH STREET #10-18 PS100 SINGAPORE |
| ランド・ベスト株式会社                      | 東京都港区芝公園一丁目 3 番 5 号                         |
| セブンスター株式会社                       | 東京都港区海岸三丁目15番15号                            |

## 9. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員数

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 28 名    | 2 名増        |

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員26名は含まれておりません。  
 2. 従業員数には臨時従業員（派遣社員、パートタイマーおよびアルバイト）は含んでおりません。  
 3. セブンスター株式会社を連結子会社としたことにより従業員数が増加しております。

### (2) 当社の従業員数

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|---------|--------|
| 4 名     | 1 名増      | 33 歳    | 2 年    |

## 10. 主要な借入先（2022年3月31日現在）

| 借 入 先         | 借 入 額    |
|---------------|----------|
| 株式会社山陰合同銀行    | 87,500千円 |
| 株式会社りそな銀行     | 50,716千円 |
| 株式会社鳥取銀行      | 21,188千円 |
| 大 東 京 信 用 組 合 | 37,320千円 |
| 湘 南 信 用 金 庫   | 1,724千円  |

## II. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 280,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数   | 110,049,844株 |
| 3. 株主数        | 13,906名      |
| 4. 大株主（上位10名） |              |

| 株 主 名           | 持 株 数 （株） | 持 株 比 率（％） |
|-----------------|-----------|------------|
| 株式会社TKコーポレーション  | 4,551,500 | 4.13       |
| 株式会社InfLink     | 2,990,400 | 2.71       |
| 株式会社デベロップナビゲーター | 2,045,800 | 1.85       |
| みずほ証券株式会社       | 1,787,100 | 1.62       |
| auカブコム証券株式会社    | 1,523,500 | 1.38       |
| 株式会社SBI証券       | 1,425,100 | 1.29       |
| 前田健司            | 1,358,900 | 1.23       |
| 永友撰子            | 1,313,900 | 1.19       |
| 岩本俊             | 1,241,800 | 1.12       |
| 中村哲也            | 1,077,700 | 0.97       |

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

#### 1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額 3,200,000円

②新株予約権の行使価額 1個につき77円

③新株予約権の行使条件 ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

④新株予約権の行使期間 2018年6月22日から2027年12月21日まで

⑤当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数  | 保有者数 |
|-------------------|---------|----------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 40,000個 | 普通株式4,000,000株 | 4人   |

#### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

|                                            |                              |
|--------------------------------------------|------------------------------|
| 決議年月日                                      | 2021年4月30日                   |
| 新株予約権の数(個)                                 | 344,828(注1)                  |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)                       | —                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                           | 普通株式                         |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                         | 34,482,800(注1)               |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                          | 当初行使価額58(注2)(注3)(注4)(注7)     |
| 新株予約権の行使期間                                 | 2021年5月20日から<br>2026年5月19日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の<br>株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注5)                         |
| 新株予約権の行使の条件                                | (注6)                         |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                             | (注10)                        |
| 代用払込みに関する事項                                | —                            |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項                   | (注8)                         |
| 新株予約権の取得条項に関する事項                           | (注9)                         |

(注) 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式34,482,800株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、58円とする。ただし、第3項の規定に従って修正及び第4項の規定に従って調整されるものとする。
3. 行使価額の修正  
行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されるが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
4. 行使価額の調整  
(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right) + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項

付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{(調整前行使価額－調} \\ \text{整後行使価額)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額によ} \\ \text{り当該期間内に交付} \\ \text{された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整を行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、第1項に記載の対象株式数で除した額とする。
  - (2) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。



## 6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 7. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は34,482,800株、割当株式数（第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、第2項に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準  
行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されるが、かかる修正後の価額が下限行使価額（本項第(4)号に定義する。以下同じ。）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。
- (3) 行使価額の修正頻度  
行使の際に本項第(2)号に記載の条件に該当する都度、修正される。
- (4) 行使価額の下限  
「下限行使価額」は当初29円とする。第3項の規定を準用して調整される。
- (5) 割当株式数の上限  
34,482,800株（発行済株式総数に対する割合は43.42%）
- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本項第(4)号に記載の行使価額の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）1,000,001,200円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、第9項「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照）。

## 8. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するもの

とする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限  
新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。  
なお、当社取締役会の承認を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、行使指示条項を含む本契約（注1に定義する。）上の割当予定先の地位は譲渡先に継承される。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                       |
|---------|---------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 前 田 健 司 | 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長<br>セブンスター株式会社 代表取締役       |
| 取 締 役   | 松 本 一 郎 | 経営統括本部長                                             |
| 取 締 役   | 鷲 謙 太 郎 | 管理本部長<br>SUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. DIRECTOR  |
| 取 締 役   | 福 田 嵩 真 | 事業本部長                                               |
| 取 締 役   | 阿 部 尚 夫 | —                                                   |
| 取 締 役   | 平 野 正 樹 | 一般社団法人日本内燃料発電設備協会 会長                                |
| 常勤監査役   | 長 岡 稔   | —                                                   |
| 監 査 役   | 本 村 道 徳 | —                                                   |
| 監 査 役   | 後 藤 充 宏 | あおば公認会計士事務所シニアパートナー<br>株式会社ワイズテーブルコーポレーション<br>常勤監査役 |

- (注) 1. 取締役阿部尚夫氏、平野正樹氏は社外取締役であります。また、平野正樹氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。また、長岡稔氏、本村道徳氏、後藤充宏氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 取締役木村啓氏は、2021年7月29日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
4. 後藤充宏氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### 2. 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

###### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決定しており、取締役の基本報酬は固定報酬のみとしております。取締役の報酬は、各人に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

###### ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、取締役並びに監査役の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定しております。

2005年3月14日開催の臨時株主総会において決議された取締役の報酬額は、年額100,000千円以内（4名）であります。2002年6月24日開催の第10期定時株主総会において決議された監査役の報酬額は、年額50,000千円以内（3名）であります。

###### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の額は、2021年7月29日開催の当社取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長前田健司が決定しました。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の成果・責任等を考慮するについては代表取締役が最も適しているからです。代表取締役は、報酬の水準および報酬額の妥当性と決定プロセスの妥当性を担保するため、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、当社の一定基準に基づく計算に加えて、社外の役員報酬制度に関して知見を有する者からの助言、経済環境、業界動向、経営状況および企業文化等を考慮し、各取締役の報酬等の額を決定することとしており、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 地 位   | 員 数 | 基 本 報 酬 等 の 総 額              |
|-------|-----|------------------------------|
| 取 締 役 | 7 名 | 80,763千円（うち社外取締役 3名 5,163千円） |
| 監 査 役 | 3 名 | 8,400千円（うち社外監査役 3名 8,400千円）  |

(注) 1. 当社には、使用人兼役員は存在しません。

2. 当事業年度末現在の人員数は取締役6名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。なお、上記の支給人員と相違しているのは、2021年7月29日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 先                                               |
|-------|---------|-----------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 阿 部 尚 夫 | —                                                   |
| 社外取締役 | 平 野 正 樹 | 一般社団法人日本内燃料発電設備協会                                   |
| 社外監査役 | 長 岡 稔   | —                                                   |
| 社外監査役 | 本 村 道 徳 | —                                                   |
| 社外監査役 | 後 藤 充 宏 | あおば公認会計士事務所シニアパートナー<br>株式会社ワイズテーブルコーポレーション<br>常勤監査役 |

(注) 平野正樹氏および監査役後藤充宏氏と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

## (2) 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名   | 主な活動状況                                                                   |
|-------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 阿部尚夫 | 当事業年度に開催された取締役会には、8回中7回出席し、主に事業家として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。         |
| 社外取締役 | 平野正樹 | 当事業年度に開催された取締役会には、8回中8回出席し、主に電力行政ならびに経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。 |
| 社外監査役 | 長岡稔  | 当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、17回中17回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。   |
| 社外監査役 | 本村道徳 | 当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、17回中17回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。   |
| 社外監査役 | 後藤充宏 | 当事業年度に開催された取締役会には、12回中12回、また、監査役会には、17回中17回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。   |

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 社外取締役阿部尚夫氏、平野正樹氏につきましては、2021年7月29日就任後の状況を記載しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款に基づき、当社に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## 4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

### (1) 被保険者の範囲

当社は、当社の取締役、監査役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は、株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金および訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称および氏名

柴田 洋（柴田公認会計士事務所）（会計監査人）  
大瀧 秀樹（大瀧公認会計士事務所）（会計監査人）

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                    | 23,000千円 |
| 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額 | 23,000千円 |

(注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。当社監査役会が監査法人の報酬等について同意した理由は、以下のとおりであります。

監査役会は、会計監査人との定期的かつ適宜行う会合による意見交換や、社内関係部署からの聞き取り等を通じて必要な情報を収集したうえで、会計監査人の監査計画における監査内容ならびに従前の事業年度における職務遂行状況および報酬額見積り算出根拠を検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当事業年度に係る報酬の額は、会計監査人柴田洋氏、大瀧秀樹氏に対するもののみであります。
3. 当社の子会社であるSUN GREEN POWER ENERGY PTE. LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令に定める事由または会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて解任または不再任に関する決定を行う方針です。

## VI. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下の内部統制システム構築の基本方針を定めております。

内部統制システム構築の基本方針

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、当社の重要な経営方針・規範、取締役会規程およびコンプライアンス規程の制定をし、率先垂範して取り組むと共に、全役職員に周知徹底を行う。
- ② 取締役会は、職務権限規程および業務分掌規程の制定をし、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
- ③ 監査役は、コンプライアンス体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言または勧告する。
- ④ 内部監査部門は各部門の業務を監視し、不正の防止・発見およびその改善を行う。

- ⑤ 管理本部をコンプライアンスの推進部門とし、対外的な契約のチェック、関連規程の作成および見直し、ならびに全役職員への周知徹底を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会は、取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、「情報等」という。）の取扱いについて、情報管理規程および文書管理規程を制定し、当該規程に従い、それぞれの担当部署に適切に当該情報等を保存および管理させ、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
  - ② 取締役会は、管理本部より重要なリスク情報について報告を受け、当該リスクへの対応やその他必要な施策を実施する。
  - ③ 取締役会は、不測の事態が発生した場合の対応を含むリスク管理規程等の管理体制を整備し、有事には当該規程等に基づいて代表取締役社長直轄の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、損失を最小限に食い止める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門は、当該計画の達成に向けて具体的な行動計画を立案する。
  - ② 取締役会は、取締役会規程ならびに稟議規程および稟議事項明細書を制定し、取締役会決裁、社長決裁等の決裁権限を明確に定める。
  - ③ 取締役会は、取締役会が定める代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役の職務分掌に基づき、代表取締役社長およびその他の業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
  - ④ 取締役会は、日常の業務遂行に際して、職務権限規程および業務分掌規程等を制定し、当該規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者は業務を遂行する。
  - ⑤ 業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
  - ⑥ 管理本部本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。また、業績管理の一環として、予算会議を開催し、目標未達要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・倫理規範を策定し、当社グループ全体に周知徹底を行う。
  - ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - ③ 管理本部は、子会社を含む当社グループのリスク管理を管掌し、関係会社

管理規程ならびにリスクマネジメント規程等に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、子会社に当社への定期的な報告を義務づけ、一層の徹底化を図る。

- ④ 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の取締役会および担当部署に報告する体制を構築する。
- ⑤ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人および内部監査部門との十分な情報交換が行える体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を配置すると共に、必要に応じて、内部監査部門を中心とした関係各部門は、そのサポートを行う。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、専任とし、専ら監査役の指示に従う。
  - ② 監査役の職務を補助すべき使用人を配置した場合、当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分等に対して、事前に監査役の同意を得なければならない。
- (8) 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
  - ① 当社グループの取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
  - ② 当社グループの役職員は、コンプライアンス上疑義ある行為を発見した場合、内部通報制度規程に従って、内部監査部門ならびに監査役に報告するものとする。内部監査部門は自己が受けた報告および調査の結果について、代表取締役社長および監査役に報告を行う。また、当社は、通報者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ役職員に周知徹底する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 当社は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役会および重要な会議に出席、稟議書等業務に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める等、監査役の会社情報に対するアクセス権を保証する。
  - ② 当社は、監査役会が、会計監査人から会計監査内容についての説明を受け、情報交換など連携を図る機会を保証する。
  - ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手



続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務に関し、監査役から請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ④ 当社は、監査役会が、必要に応じて独自に弁護士その他の専門家を活用することができる体制を保证する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
  - ② 代表取締役社長は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 取締役会は、反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない旨を「コンプライアンス基本方針」において定め、全役職員に周知徹底を図る。
  - ② 管理本部は、反社会的勢力対応規程および反社会的勢力実務対応マニュアルの運用管理を徹底するとともに、反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を強化する。
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

(2) コンプライアンス体制について

常勤の取締役および監査役、ならびに使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎月1回コンプライアンス研修を実施しております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度規程」に基づき、複数の窓口（ホットライン）を設置し運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する取り組み

管理本部をリスク管理統括部門とし、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理し、当社グループに損害を及ぼす恐れのあるリスク情報の早期発見と、その発現への対処に努めております。

(4) 監査役の監査体制

「監査役会規程」に基づき、定時監査役会を毎月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催し、監査に関する重要な事項について報告を受けるとともに、協議を行い、必要に応じて決議を行っております。

監査役は、会計監査人や内部監査部門等と連携を図り、監査の実効性を確保するとともに、取締役会への出席および取締役・使用人へのヒアリング等を随時行い、健全な経営体制の確保に向けた活動を行っております。

(5) 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果について取締役会に報告しております。

(6) 子会社の経営管理

子会社からの財務状況およびその他の状況につきましては、週次で報告を受けております。また、月次の決算内容について予実分析を当社の管理部門で行い、当社の取締役会にて報告しております。

子会社の重要な稟議事項については、子会社から当社に対して、事前に承認申請が行われる仕組みを構築し、適切に運用しております。

また、取締役を派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>         |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>579,411</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>699,900</b>   |
| 現金及び預金                 | 75,934           | 買掛金                  | 1,763            |
| 売掛金                    | 22,997           | 短期借入金                | 159,100          |
| 商品                     | 114,173          | 1年内返済予定の長期借入金        | 9,094            |
| 貯蔵品                    | 6,488            | リース債務                | 7,356            |
| 販売用不動産                 | 42,177           | 未払金                  | 40,721           |
| 前渡金                    | 9,356            | 未払解決金                | 408,000          |
| 短期貸付金                  | 225,000          | 未払法人税等               | 7,107            |
| 未収入金                   | 59,541           | その他                  | 66,757           |
| その他                    | 23,741           |                      |                  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,206,911</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>206,651</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>952,113</b>   | 長期借入金                | 155,354          |
| 建物及び構築物                | 99,822           | リース債務                | 17,983           |
| 機械装置及び運搬具              | 5,004            | 長期未払解決金              | 28,000           |
| 工具、器具及び備品              | 5,626            | 繰延税金負債               | 5,313            |
| コース勘定                  | 99,630           |                      |                  |
| 土地                     | 417,405          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>906,551</b>   |
| リース資産                  | 24,624           |                      |                  |
| 建設仮勘定                  | 300,000          | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>83,611</b>    | <b>株 主 資 本</b>       | <b>839,339</b>   |
| のれん                    | 83,468           | 資本金                  | 4,083,053        |
| その他                    | 142              | 資本剰余金                | 3,948,040        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>171,186</b>   | 利益剰余金                | △7,191,755       |
| 投資有価証券                 | 537              | その他の包括利益累計額          | 34,107           |
| 出資金                    | 311              | 為替換算調整勘定             | 34,107           |
| 関係会社出資金                | 3,000            | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>6,324</b>     |
| 長期貸付金                  | 132,000          |                      |                  |
| その他                    | 35,337           | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>879,771</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,786,322</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,786,322</b> |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額         |
|-------------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 価                       |         | 386,592   |
| 売 上 原 価                       |         | 168,860   |
| 売 上 総 利 益                     |         | 217,731   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 796,854   |
| 営 業 損 失                       |         | 579,122   |
| 営 業 外 収 益                     |         |           |
| 受 取 利 息                       | 17,231  |           |
| 助 成 金 収 入                     | 11,014  |           |
| そ の 他                         | 7,939   | 36,185    |
| 営 業 外 費 用                     |         |           |
| 支 払 利 息                       | 15,643  |           |
| 支 払 手 数 料                     | 45,676  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 5,490   |           |
| 株 式 交 付 費                     | 10,254  | 77,063    |
| 経 常 損 失                       |         | 620,001   |
| 特 別 利 益                       |         |           |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 477     |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 5,430   | 5,907     |
| 特 別 損 失                       |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 1,003   |           |
| 減 損 損 失                       | 76,380  |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 5,100   |           |
| 支 払 解 決 金                     | 536,000 | 618,483   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |         | 1,232,577 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         |         | 16,941    |
| 当 期 純 損 失                     |         | 1,249,518 |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |         | 3,200     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |         | 1,246,318 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

(単位：千円)

|                           | 株主資本      |           |            |            |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|------------|
|                           | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 株主資本合計     |
| 2021年4月1日残高               | 3,547,046 | 3,412,033 | △5,945,436 | 1,013,643  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |            |
| 新株の発行                     | 536,007   | 536,007   | -          | 1,072,014  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           | -         | -         | △1,246,318 | △1,246,318 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | -         | -         | -          | -          |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 536,007   | 536,007   | △1,246,318 | △174,304   |
| 2022年3月31日残高              | 4,083,053 | 3,948,040 | △7,191,755 | 839,339    |

|                           | その他の包括利益累計額<br>為替換算調整勘定 | 新株予約権  | 純資産合計      |
|---------------------------|-------------------------|--------|------------|
|                           | 2021年4月1日残高             |        |            |
| 連結会計年度中の変動額               |                         |        |            |
| 新株の発行                     | -                       | 3,124  | 1,075,138  |
| 親会社株主に帰属する当期純損失           | -                       | -      | △1,246,318 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 7,966                   | △5,430 | 2,536      |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 7,966                   | △2,306 | △168,644   |
| 2022年3月31日残高              | 34,107                  | 6,324  | 879,771    |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額              | 科 目                  | 金 額               |
|----------------------|------------------|----------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b>       |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                   |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>462,900</b>   | <b>流 動 負 債</b>       | <b>791,850</b>    |
| 現金及び預金               | 8,426            | 短期借入金                | 97,000            |
| 商 品                  | 40,000           | 関係会社短期借入金            | 121,830           |
| 短期貸付金                | 225,000          | 関係会社未払金              | 95,000            |
| 関係会社短期貸付金            | 96,452           | 未払解決金                | 408,000           |
| 未収入金                 | 53,789           | 未払法人税等               | 3,219             |
| その他の他                | 39,232           | その他の他                | 66,800            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>1,184,089</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>33,313</b>     |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>304,419</b>   | 長期未払解決金              | 28,000            |
| 建 物                  | 4,103            | 繰延税金負債               | 5,313             |
| 工具、器具及び備品            | 315              |                      |                   |
| 建設仮勘定                | 300,000          |                      |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>142</b>       | <b>負 債 合 計</b>       | <b>825,164</b>    |
| その他の他                | 142              | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>879,528</b>   | <b>株 主 資 本</b>       | <b>815,502</b>    |
| 投資有価証券               | 537              | 資 本 金                | 4,083,053         |
| 関係会社株式               | 390,013          | 資 本 剰 余 金            | 3,948,040         |
| 関係会社出資金              | 3,000            | 資 本 準 備 金            | 3,948,040         |
| 長期貸付金                | 132,000          | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△7,215,592</b> |
| 関係会社長期貸付金            | 323,474          | 利 益 準 備 金            | 15,930            |
| その他の他                | 30,501           | その他利益剰余金             | △7,231,522        |
|                      |                  | 繰越利益剰余金              | △7,231,522        |
|                      |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>6,324</b>      |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>1,646,990</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>821,826</b>    |
|                      |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,646,990</b>  |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 56,949    |
| 売 上 原 価               |         | 69,414    |
| 売 上 総 損 失             |         | 12,465    |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 377,264   |
| 営 業 損 失               |         | 389,729   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 33,463  |           |
| そ の 他                 | 3,127   | 36,591    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 17,148  |           |
| 支 払 手 数 料             | 45,625  |           |
| 株 式 交 付 費             | 10,254  |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 74,776  | 147,805   |
| 経 常 損 失               |         | 500,943   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 5,430   | 5,430     |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 5,100   |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 198,971 |           |
| 支 払 解 決 金             | 536,000 | 740,071   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 1,235,584 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |         | 3,752     |
| 当 期 純 損 失             |         | 1,239,337 |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

2021年4月1日から  
2022年3月31日まで

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |           |             |             |              |             |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|-------------|--------------|-------------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金     |             | 利益剰余金       |              |             |
|                             |           | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金       | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
|                             |           |           |             | 繰越利益<br>剰余金 |              |             |
| 2021年4月1日残高                 | 3,547,046 | 3,412,033 | 3,412,033   | 15,930      | △5,992,185   | △5,976,255  |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |             |             |              |             |
| 新株の発行                       | 536,007   | 536,007   | 536,007     | —           | —            | —           |
| 当期純損失                       | —         | —         | —           | —           | △1,239,337   | △1,239,337  |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | —         | —         | —           | —           | —            | —           |
| 事業年度中の変動額合計                 | 536,007   | 536,007   | 536,007     | —           | △1,239,337   | △1,239,337  |
| 2022年3月31日残高                | 4,083,053 | 3,948,040 | 3,948,040   | 15,930      | △7,231,522   | △7,215,592  |

|                             | 株主資本       | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-----------------------------|------------|--------|------------|
|                             | 株主資本合計     |        |            |
| 2021年4月1日残高                 | 982,824    | 8,630  | 991,454    |
| 事業年度中の変動額                   |            |        |            |
| 新株の発行                       | 1,072,014  | 3,124  | 1,075,138  |
| 当期純損失                       | △1,239,337 | —      | △1,239,337 |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | —          | △5,430 | △5,430     |
| 事業年度中の変動額合計                 | △167,323   | △2,306 | △169,629   |
| 2022年3月31日残高                | 815,502    | 6,324  | 821,826    |

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所  
大阪市中央区

公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所  
東京都北区

公認会計士 大 瀧 秀 樹

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燦キャピタルマネージメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても、重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

燦キャピタルマネージメント株式会社

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所  
大阪市中央区 公認会計士 柴 田 洋

大瀧公認会計士事務所  
東京都北区 公認会計士 大 瀧 秀 樹

### 監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燦キャピタルマネージメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、当事業年度においても、重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人柴田洋氏、大瀧秀樹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人柴田洋氏及び大瀧秀樹氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月2日

燦キャピタルマネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）長 岡 稔 ㊟

社外監査役 本 村 道 徳 ㊟

社外監査役 後 藤 充 宏 ㊟

以 上



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
  - ② 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ③ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、その責任を減免することを可能とする旨の規定として、変更案第40条(会計監査人の責任免除)を新設するものであります。
- (3) その他、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                       | 変 更 案   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | < 削 除 > |

| 現 行 定 款                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p><u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                   |
| <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p style="text-align: center;">(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>会計監査人(会計監査人であった者を含む。)</u>の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低限度額を限度として免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">2</p> <p><u>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p>(事業年度)<br/>第40条 [条文省略]</p>                    | <p>(事業年度)<br/>第41条 [現行どおり]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>(期末配当および基準日)<br/>第41条 [条文省略]</p>              | <p>(期末配当および基準日)<br/>第42条 [現行どおり]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(中間配当および基準日)<br/>第42条 [条文省略]</p>              | <p>(中間配当および基準日)<br/>第43条 [現行どおり]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>(除斥期間)<br/>第43条 [条文省略]</p>                    | <p>(除斥期間)<br/>第44条 [現行どおり]</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 現 行 定 款                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>附則</p> <p>1. <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を超過した日または前項の株主総会の日から3か月を超過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、全取締役が任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                       | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 前田 健司<br><small>まえだけんじ</small><br>(1964年6月21日生)    | 1989年4月 オリックス株式会社 入社<br>1997年5月 ワイトレーディング株式会社(現当社) 代表取締役社長(現任)<br>2016年3月 鳥取カントリー倶楽部株式会社 代表取締役会長兼社長(現任)<br>2021年8月 セブンスター株式会社代表取締役(現任)<br>(現在に至る)                                                  | 1,358,900株 |
| 2     | ※ 清末 隆宏<br><small>きよすえたかひろ</small><br>(1970年6月13日) | 1999年6月 株式会社プロシード入社<br>2007年9月 株式会社TIME LINE PICTURES取締役<br>2009年6月 株式会社BRAND-SCREEN 代表取締役(現任)<br>2012年4月 株式会社JFCC 代表取締役<br>2017年4月 一般社団法人東京コレクション 理事(現任)<br>2022年5月 株式会社G-TECH 取締役(現任)<br>(現在に至る) | 一株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                  | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式<br>の<br>数 |
|-----------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | まつもと 一郎<br>松本 一郎<br>(1963年9月4日生)  | 1987年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社) 入社<br>1993年8月 有限会社エム・ケー・シー 代表取締役<br>1999年2月 株式会社勉強屋 代表取締役<br>2007年10月 当社 入社<br>2016年6月 当社 取締役経営統括本部長(現任)<br>(現在に至る)                                                                                                              | 一株                 |
| 4         | わしけんたろう<br>鷲謙 太郎<br>(1968年3月10日生) | 1991年4月 株式会社丸井 入社<br>2002年11月 アセット・マネジャーズ株式会社 入社<br>2006年6月 アセット・インベスターズ株式会社 入社 管理グループ長兼財務経理部長<br>2016年6月 当社 取締役管理本部長(現任)<br>2016年12月 SUN GREEN POWER ENERGY PTE.LTD. DIRECTOR(現任)<br>(現在に至る)                                                                     | 一株                 |
| 5         | ひらのまさき<br>平野 正樹<br>(1953年4月23日生)  | 2006年1月 経済産業省 通商政策局通商交渉官<br>2006年7月 電気保安協会全国連絡会議 専務理事<br>2009年6月 中国電力株式会社入社<br>執行役員 経営企画部門部長(電源調達)<br>2013年6月 同社 常務取締役 環境部門長<br>情報通信部門長<br>エネルギー総合研究所長<br>2018年6月 同社 代表取締役副社長執行役員<br>電源事業本部長<br>2020年6月 一般社団法人日本内燃料発電設備協会 会長(現任)<br>2021年7月 当社 取締役(現任)<br>(現在に至る) | 一株                 |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。各候補者が選任された場合、各氏は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
4. 平野正樹氏は、社外取締役候補者であります。
5. 平野正樹氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
6. 社外取締役候補者とした理由  
平野正樹氏は、長年にわたり経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 平野正樹氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11か月となります。
8. 平野正樹氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく賠償の限度額は法令に定める最低限度額としております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役長岡稔氏、後藤充宏氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものです。  
なお、本議案につきまして、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ながおかみのる<br>長岡稔<br>(1955年11月20日生) | 1978年4月 稔屋商事株式会社 入社<br>1990年9月 株式会社ヤマガタグラビヤ 入社<br>2007年5月 同社 取締役<br>2016年6月 同社 取締役辞任<br>2018年6月 当社 監査役(現任)<br>(現在に至る) | 一株         |

|   |                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                          |    |
|---|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 2 | <p style="text-align: center;">ごとうみつひろ<br/>後藤充宏<br/>(1959年7月31日生)</p> | <p>1986年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>1994年8月 公認会計士登録</p> <p>2000年6月 あおば公認会計士共同事務所設立シニアパートナー(現任)</p> <p>2011年11月 マニー株式会社取締役</p> <p>2015年5月 株式会社ワイズテーブルコーポレーション常勤監査役(現任)</p> <p>2017年11月 マニー株式会社取締役 退任</p> <p>2018年6月 当社 監査役(現任)<br/>(現在に至る)</p> | -株 |
|---|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長岡稔氏、後藤充宏氏は、社外監査役候補者であります。
3. 長岡稔氏、後藤充宏氏につきましては、東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役候補者とした理由  
長岡稔氏は、豊富なビジネス経験と幅広い見識を活かし、当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。  
後藤充宏氏は、公認会計士としての専門的見地並びに経営に関する見識を当社の監査に反映していただくことで、当社の監査体制を強化できるものと判断し、社外監査役として選任しております。
5. 長岡稔氏、後藤充宏氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は現在、長岡稔氏、後藤充宏氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市淀川区西中島五丁目14番10号  
新大阪トヨタビル 9階

アットビジネスセンターPREMIUM新大阪



地下鉄御堂筋線 新大阪駅 (⑦番出入口) 徒歩約1分、JR新大阪駅 (正面口) 徒歩約3分  
※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。